# 平成19年第1回定例会

富良野市議会会議録(第7号)

平成19年3月19日(月曜日)

## 平成19年第1回定例会

## 富良野市議会会議録

平成19年3月19日(月曜日)午前10時03分開議

## 議事日程(第7号)

日程第1 議案第1号~第9号、

議案第16号、議案第17号、議案第19号~第22号、議案第25号 (予算特別委員長報告)

日程第2 議案第23号 富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止について

日程第3 議案第24号 富良野市青少年問題協議会条例の廃止について

日程第4 議案第26号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関

する条例の一部改正について

日程第5 議案第28号 指定管理者の指定について

(富良野看護専門学校学生寮)

日程第6 議案第29号 上川教育研修センター組合規約の変更について

日程第7 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について

日程第8 議案第31号 中富良野町町道路線の行政界を超える認定承諾及び道路管理の協

議について

日程第9 議案第32号 富良野市議会委員会条例の一部改正について

日程第10 議案第33号 富良野市議会会議規則の一部改正について

日程第11 議案第18号 市立富良野図書館条例の全部改正について

(総務文教委員長報告)

日程第12 意見案第1号 特定健診・特定保健指導に関する意見書

日程第13 意見案第2号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

日程第14 意見案第3号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書

日程第15 意見案第4号 国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書

日程第16 意見案第5号 改憲促進につながる憲法改正手続法制定の中止を求める意見書

## 出席議員(18名)

議 長20番 中 元 副議長 6番 岡 本 俊 君 優君 1番 今 利 一 君 2番 佐々木 優 君 3番 宮 田 均君 4番 広瀬寛 人君 7番 横 山 久仁雄 君 重 克 君 9 番 野嶋 10番 上 田 勉 君 公 子 君 11番 天 日 12番 東海林 孝司君 13番 千 葉 健 一 君 14番 岡 野 孝 則 君 15番 菊 地 敏 紀 君 16番 宍 戸 義 美 君 17番 北 猛俊君 18番 日 里 雅 至 君 19番 東海林 剛君

## 欠席議員(1名)

8番 千葉 勲君

説明員					
市長	能 登 芳	昭君	助 役	石 井	隆君
総務部長	下 口 信	彦 君	市民部長	大 西	仁 君
保健福祉部長	高 野 知	一 君	経済 部長	石 田	博 君
建設水道部長	里博	美 君	看護専門学校長	登 尾 公	子 君
商工観光室長	高 山 和	也 君	中心街整備推進室長	細川一	美 君
総務課長	松本博	明 君	財 政 課 長	鎌田忠	男 君
企画振興課長	岩鼻	勉 君	教 育 委 員 会 委 員 長	齊藤亮	三君
教 育 委 員 会 教 育 長	宇佐見 正	光 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	杉 浦 重	信君
農業委員会会長	藤野昭	治 君	農業委員会事務局長	大 西 克	男 君
監査委員	松 浦	惺 君	監 査 委 員 事 務 局 長	小尾徳	子 君
公 平 委 員 会 委 員 長	島	強 君	公 平 委 員 会 事 務 局 長	小尾徳	子 君
選挙管理委員会 委 員 長	藤田	稔 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	藤原良	一 君
事務局出席職員					
事務局長	桐 澤	博 君	書記	大 畑	一 君
書記	日向	稔 君	書記	大 津	諭君
書記	渡 辺 希	美君			

午前10時03分 開議 (出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

広瀬 寛 人 君 岡 野 孝 則 君 を御指名申し上げます。

諸般の報告

議長(中元優君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般報告を朗読いたします。

議会側提出事件については、予算特別委員会報告、総務文教委員会報告、意見案5件の提出があり、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、 その概要につきましては、本日御配付のとお りでございます。

以上でございます。

#### 議会運営委員長報告

議長(中元優君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇

議会運営委員会より、3月13日及び本日 委員会を開催し、追加議案の取り扱いについ て審議をいたしましたので、その結果を御報

告申し上げます。

追加議案は、議会側提出案件6件で、内容は付託審査案件1件、意見案5件でございます。また、事件外といたしまして、市長行政報告がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにいたしております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(中元優君) お諮りをいたします。 ただいま議会運営委員長より報告のとお り、本定例会を運営いたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

## 行 政 報 告

議長(中元優君) この際、あらかじめ申 し出のありました市長の行政報告に関する発 言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

議長より発言のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成19年3月15日付をもって、職員の服務、業務処理違反及び公金取り扱い不適正の非違行為に対する懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容につきましては、平成19年4月1日より平成19年6月30日までの3カ月間、給料月額10分の1を減給処分といたしたところでございます。

内容については、次のとおりであります。 議長(中元優君) 以上で、市長の行政報 告を終わります。

## 日程第1

議案第1号~議案第9号、第16号、議案第17号、議案第19号~ 議案第22号、第25号 (予算特別委員長報告)

議長(中元優君) 日程第1 議案第1号から議案第9号まで及び議案第16号、議案第17号、議案第19号から議案第22号、議案第25号、以上16件を一括して議題といたします。

本件16件は、予算特別委員会に付託した 案件であります。予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長野嶋重克君。

予算特別委員長(野嶋重克君) - 登壇 -予算特別委員会より、審査の経過と結果に ついて御報告いたします。

本委員会は、3月8日、議員全員をもって 設置され、議案第1号外15件の議案審査の 付託を受け、同日、正副委員長の選出を行 い、3月12日、13日、14日の3日間に わたり審査を行いました。

本会議第1日目に理事者から提案されました予算概要にもありますように、平成19年度一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、総額222億6,630万円の平成19年度当初予算と、これに関連する付託議案について詳細な質疑を重ね、審査を行ったところであります。

審査に当たっては、国の地方財政対策など を踏まえ、各事務事業の見直し、人件費の縮 減を初めとした行政改革を行い、さらに財政 調整基金の運用などにより、財源補てんを 行って編成された予算の状況にあって、各種 事業の適正な執行の観点から質疑が行われま した。

各委員からは、広域行政、移住促進事業、 福祉のまちづくり事業、高齢者等緊急通報シ ステム事業、福祉バス更新事業、老人クラブ 運営費補助金、高齢者入湯料助成事業、地域 センター病院改築対策事業、市民農園管理運営、産業研修センター管理運営、中山間地域等直接支払事業、安心・安全農業推進事業、農業廃棄物処理施設事業、閑散期観光推進事業、観光公園管理、登山コース整備事業、道路維持補修、富良野道路市道五区3線道路改良事業、橋梁維持、河川河床しゅんせつ事業、児童生徒送迎事業、社会科副読本整備事業、小学校管理費、学校教育活動費、富良野市ことぶき大学などについての質疑が行われました。

また、介護保険特別会計においては、認定 調査について、水道事業会計においては、塩 素濃度基準について、ワイン事業会計におい ては、ワインぶどう祭り実行委員会の体制と 今後の展望などについて意見が出されまし た。

質疑終了後、討論の申し出がなく、採決の結果、議案第1号から議案第9号まで、議案第16号、議案第17号、議案第19号から議案第22号まで及び議案第25号の付託全議案について、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査中述べられました意見を十分検討され、予算の適切な執行に当たられますようお願い申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

以上でございます。

議長(中元優君) お諮りいたします。

本件は、委員長の報告に関する質疑及び討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、本件16件の採決を、起立採決 により順次行います。

最初に、議案第1号平成19年度富良野市 一般会計予算及びこれに関連する議案第16

22号まで及び議案第25号、以上8件につ いてを議題といたします。 いて、委員長報告のとおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中元優君) 起立全員であります。 よって、本件8件は、原案のとおり可決さ れました。

次に、議案第2号から議案第9号まで、以 上8件について、委員長報告のとおり決する ことに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中元優君) 起立全員であります。 よって、本件8件は、原案のとおり可決さ れました。

日程第2

議案第23号 富良野市スポーツ振 興審議会条例の廃止について

議長(中元優君) 日程第2 議案第23 号富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止に ついてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第3

議案第24号 富良野市青少年問題 協議会条例の廃止について

議長(中元優君) 日程第3 議案第24

号、議案第17号、議案第19号から議案第 号富良野市青少年問題協議会条例の廃止につ

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第4

議案第26号 富良野市重度心身障 害者及びひとり親家庭等の医療費の 助成に関する条例の一部改正につい て

議長(中元優君) 日程第4 議案第26 号富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭 等の医療費の助成に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第5

議案第28号 指定管理者の指定に

ついて

議長(中元優君) 日程第5 議案第28 号指定管理者の指定についてを議題といたし 号市道路線の認定及び廃止についてを議題と ます。

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま 議長(中元優君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

## 日程第6

議案第29号 上川教育研修セン ター組合規約の変更について

議長(中元優君) 日程第6 議案第29 号上川教育研修センター組合規約の変更につ 議長(中元優君) 日程第8 議案第31 いてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

## 日程第7

議案第30号 市道路線の認定及び

## 廃止について

議長(中元優君) 日程第7 議案第30 いたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

## 日程第8

議案第31号 中富良野町町道路線 の行政界を超える認定承認及び道路 管理の協議について

号中富良野町町道路線の行政界を超える認定 承認及び道路管理の協議についてを議題とい たします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) 議案第31号につい て、中富良野と富良野がこの議案が通ると協 議に入るということで、その協議する内容に ついて、締結されたときに、これから協議さ れる内容について、どういうことについて協 議されるのか、お聞かせください。

議長(中元優君) 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長(里博美君) 宮田議員の御 質問にお答えします。

基本的に協議する部分につきましては、ま

ず流末がないということで、基本的に工事に て、八号沢に落とせるように協議してまいり かかった流末をどこに流すのかというのが、 1点協議でございます。

この部分については、町境の中で、中富と 富良野の境界に走っている川、八号沢がござ います。あそこに落とせる部分を含めまし て、協議をすることになってございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) 今の回答の中で、八号 川とおっしゃったのですが、そこら辺の、多 分、八号沢川の間違いかと思うのですけれど も、そこら辺、訂正をお願いしたいと思いま

議長(中元優君) 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長(里博美君) 私も八号沢と 言ったつもりでございます。間違いございま せん。八号沢でございます。

議長(中元優君) 3番宮田均君。

3番(宮田均君) もともと八号沢の方の 国有林の自衛隊の演習地とか、そちらから流 れていた水が道路を横断しまして、八号沢に 流れていた関係がありましたが、東部土地改 良、あるいは何かの理由で、いまだその水が 八号沢に流れていないと。布礼別川の方に流 れてきている事実がございます。

このことについて、今おっしゃったような 協議内容で、しっかりと八号沢川に流れる、 やはり協議の内容、これをしっかりやってい ただきたいと思いますが、その点についてお 聞きをいたします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長(里博美君) 議案第31号 の資料3の図面のとおり、この路線に八号沢 川がタッチしてございます。一番最短距離で 150メーター、ここについては横断管が昔 あったわけでございますけれども、今、升が 入ってございます。それを含めまして、今は 雪の中で見えませんけれども、現地を確認し

たいと考えてございます。

議長(中元優君) 3番宮田均君。

3番(宮田均君) 今の八号沢に落とすと いう協議内容であったわけなのですが、これ はどうしても協議内容的には、八号沢に落と すという前提で、この水が布礼別川に落ちて くるような協議内容になってくると、これに 賛成するわけにはいかないと。

ですから、協議内容的には、強い意思を 持って、やはりもとの八号沢川に戻すという 協議内容にする、市の方としては、きちんと 決めていくという意思というのが見えなけれ ば、この内容について、協議については賛成 しかねるということなのですけれども、その 点についてどうでしょう。

議長(中元優君) 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長(里博美君) 今回提出しま した区域は、150メートル、これは八号沢 川までの管理協定でございますので、それか ら超えて協議をするということにはないと私 どもは判断してございます。

八号沢川の方の幅の中で協議をするので、 最終的には、流末はそこに落とす協議はする 予定でございます。

議長(中元優君) ほかにございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま

よって、本件は、原案のとおり可決されま

日程第9

議案第32号 富良野市議会委員会

## 条例の一部改正について

議長(中元優君) 日程第9 議案第32 号富良野市議会委員会条例の一部改正につい てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8番(横山久仁雄君) - 登壇 -

議案第32号富良野市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます

議案第32号富良野市議会委員会条例の一部改正については、日里雅至議員外5名の議員の御賛同を得まして、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案するものです。

本件につきましては、地方自治法の一部を 改正する法律が平成18年11月24日から 施行されたことに伴う改正であります。

条文の改正内容につきましては、目次はこれまで条が明記されていないため条を追加するものです。

第2条、常任委員会の名称、委員定数及び その所管、以後の改正は、地方自治法及び議 員定数条例の改正に基づくもので、委員会の 定数を議員定数の削減にあわせ、3常任委員 会それぞれ6名としようとするものです。

なお、地方自治法の改正では、常任委員会の複数所属に対する制限が廃止されておりますが、今の3常任委員会を維持し得る範囲内で定数を定めたため、1議員、1常任委員会へ所属することに決定したところであります。

第7条、議員の選任、第1項につきましては、議長が会議に諮って選任する者を議長が指名することにより、閉会中の指名ができるようただし書きを加える改正であります。

同条第3項は、委員会所属の変更の指定について第1項同様に閉会中の変更ができるよう、ただし書きを加えるものであります。

第12条については、委員長、副委員長、 議会運営委員及び特別委員と規定されていた

ものを、委員長及び副委員長、委員と改正するほか、閉会中における辞任を議長が許可できるようただし書きを加えるものです。

附則では、改正条例の施行期日を公布の日からとするものですが、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の改正規定の適用については、この条例の施行の日以後に、初めてその期日を告示される一般選挙の後から適用しようとするものです。

議員各位におかれましては、よろしく御審 議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上 げ、提案説明といたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第10

議案第33号 富良野市議会会議規 則の一部改正について

議長(中元優君) 日程第10 議案第3 3号富良野市議会会議規則の一部改正につい てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8番(横山久仁雄君) - 登壇 -

議案第33号富良野市議会会議規則の一部 改正について、提案理由の説明を申し上げま す

議案第33号富良野市議会会議規則の一部 改正については、日里雅至議員外5名の議員 の御賛同を得まして、地方自治法第112条 及び富良野市議会会議規則第13条の規定に 基づき、提案をするものです。

本件につきましては、地方自治法の一部を 改正する法律が平成18年11月24日から 施行されたことに伴う改正であります。

条文の改正内容につきましては、目次はこれまで条が明記されていないため条を追加するもので、以後の改正は、地方自治法の改正に伴う改正であります。

第13条に第3項を加える改正は、委員会の議案提出権を認める改正であり、委員長が議長に議案を提出する際に必要な手続を規定するものです。

第72条第2項は、参照となる地方自治法 の改正に伴い項の変更に伴う改正でありま す。

第100条、資格決定の審査については、 委員会付託をしなければならない規定を省略 することができない旨の文言整理をするもの です。

第110条、懲罰の審査についても、同様 の改正をするものであります。

第116条、会議録の記載事項については、電磁的記録による会議録の作成を認める改正です。なお、電磁的記録とは、電子的方式、電磁的方式で、そのほか人の知覚によって認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものを言うものであります。

以下、本条から第119条までの改正は、 電磁的記録による会議録を作成する場合にお ける改正となります。

第117条、会議録の配付も、会議録に記載した書面または当該事項を記録した磁気ディスクを作成し、議員及び関係者に配付することができる改正です。

第118条、会議録に記載しない事項は、 書面に記載または電磁的に記録しないことを 規定するものであります。

第119条、会議録署名議員は、これまで 署名をもって行っていたものを、署名にかわ る措置をとらなければならないため、所要の 改正を行うものであります。

附則では、これらの改正の施行期日を公布 の日からとするものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審 議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上 げ、提案説明といたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第11

議案第18号 市立富良野図書館条 例の全部改正について

(総務文教委員長報告)

議長(中元優君) 日程第11 議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正についてを議題といたします。

本件は、総務文教委員会に付託した案件で あります。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長東海林剛君。

総務文教委員長(東海林剛君) - 登壇 - 総務文教委員会より、本定例会第2日目に付託されました議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正についてに対する審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条例改正案は、富良野市情報の共有と 市民参加のルール条例の施行に伴い定められ た富良野市審議会等の設置及び運営に関する 事務取り扱い指針に基づき、図書館協議会を 廃止して、社会教育委員の会議に統合すると ともに、富良野市公の施設設置条例標準例に 従い、現条例に不足している規定などを新た に追加し、その他文言の整理を含む全部改正 案であります。

本委員会では、担当部局に対し、本定例会に条例の全部改正を提出に至った経過及び本条例の解釈と運用などについて説明を求め、 短期間ではありましたが慎重に審議を進めて まいりました。

審査の中では、図書館協議会が図書館運営に関して館長の諮問に応じ、図書館方針について意見を述べる機関として位置づけられていることから、これまでの協議会活動と社会教育委員の会議との関連性について議論し、図書館利用サークルとの協議会のかかわりや、図書館内のサークル室などの施設使用許可などについても意見が出されました。

また、図書館協議会を残し、より図書館活動を活性化すべきではないかとの意見もありましたが、今後、教育委員会が図書館利用サークルの代表者との定期的会合を行い、図書館の運営等について、利用者の意見の集約を図り、利用者の声が社会教育委員の会議に十分に伝わるよう配慮することで意見の一致を見た次第であります。

協議の結果、第7条、施設使用の許可については、使用できる者を明確にするための項を追加することで他の条例との整合性を図るとともに、読み聞かせ室は、現状の実態に沿うよう、その使用の際に特別な許可を要しない施設として本条文の規定から削除するものとし、一部修正の上可決すべきものと決定をいたしました。

修正案は、別紙のとおりであります。

修正案でありますが、第7条中第1項、読み聞かせ室、これは許可を要しない施設として1フロア、同じフロアの一角にあるというようなことで、これについては実態に沿うように、これは許可を要しない施設となるということであります。これを削って、同条第2

項を第3項とし、同項の前に次の第1項を加えるということで、2項を追加をいたしました。

前項に規定する使用者とは、次の各号に掲 げるものとする。ただし、委員会が特に認め るときは、この限りではない。

(1)市の区域内に住所を有する者で構成する読書団体のうち、委員会が認めたもの。

(2)市の区域内に住所を有する者で構成する文芸及び美術に関係する団体のうち、委員会が認めたものということで、使用者の範囲を規定したものであります。これについては、現在規則では規定されているものを条例に格上げしたということで、ほかの条例との整合性を図るものであります。

以上、総務文教委員会からの報告といたし ます。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり決する ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決 することに決しました。

日程第12

意見案第1号 特定健診・特定保健 指導に関する意見書

議長(中元優君) 日程第12 意見案第 1号特定健診・特定保健指導に関する意見書 を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8番(横山久仁雄君) - 登壇 -

特定健診・特定保健指導に関する意見書 は、日里雅至議員外5名の諸君の御賛同を得 て提出するものでございます。

今回の特定健診・特定保健指導は、長年にわたる保健事業に対する詳細な検討もないまま、健診項目をメタボリック・シンドロームに特化し、達成状況のいかんでは、後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金がペナルティーとして増額されるなど、さまざまな問題を包含しております。

よって、以下の事項について意見を強く要望いたします。

一つ、健康日本21の目的達成、とりわけ 基本健診、がん検診の実施率を高めることに ついて国として全力を挙げ、対策を講じるこ と。

一つ、平成22年以降も基本健診を継承しながら、特定健診・特定保健指導の拙速な実施を見合わせ、十分な医学的検証と国の負担を含めた費用負担のあり方について再検討を行うこと。

一つ、特定健診や特定保健指導の実績が保 険者へのペナルティーとなってはね返るよう な制度のあり方を見直すこと。

一つ、健診データの漏えいなどの危険に対し、国民が安心して信頼できる内容・管理方法を明確にすること。

一つ、保健予防活動は、国の責任のもとに 実施されるべき公衆衛生活動の一環であることを確認し、保健予防活動を充実させる方向 で国の施策を立案すること。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

よろしく御賛同賜りますよう、お願いを申 し上げます。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

直ちに関係機関に送付いたします。

#### 日程第13

意見案第2号 後期高齢者医療制度 の充実を求める意見書

議長(中元優君) 日程第13 意見書案 第2号後期高齢者医療制度の充実を求める意 見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

18番日里雅至君。

18番(日里雅至君) - 登壇 -

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は、横山久仁雄議員外5名の議員の御賛同を得、会議規則第13条の規定により提出するものであります。

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は、昨年6月国会で成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健法が廃止される。かわって新たな後期高齢者医療制度が、北海道内すべての市町村が参加する広域連合を運営主体に2008年4月から施行され、対象者全員から原則として医療保険料を徴収し、さらに診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別立てになる。

新たな後期高齢者医療制度は、その心身の 特性や生活実態等を踏まえるという同法の趣 旨にのっとり、後期高齢者の健康と生命を守 り得るものでなければならない。

以上により、後期高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度になるよう、下記の4点の事項を強く要望する。

1、後期高齢者医療制度は、日本国憲法第25条の生存権を保障し、いつでも、だれも

が平等に医療を受けることができるよう地域による医療格差を生じさせないこと。

2、国民年金受給者などの低所得者に対し、保険料や窓口一部負担の減免を行うなど、十分な配慮を行うこと。

3、広域連合の運営は、後期高齢者の意思を十分反映させ、透明性の確保に努め、また、情報公開請求の際には、速やかに情報を公開すること。

4、市町村に課せられた運営負担割合を少なくすることであります。

議員各位には、よろしく御審議のほど御賛 同賜りますよう、よろしくお願いをいたしま す。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第14

意見案第3号 少子化の克服へ対策 強化を求める意見書

議長(中元優君) 日程第14 意見案第3号少子化の克服へ対策強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第3号につきましては、天日公子議員外5名の皆さんの賛同を得て提出いたしま

す。

少子化の克服へ対策強化を求める意見書。

我が国の2005年の合計特殊出生率は1.25となり、過去最低を5年連続更新し、少子化傾向に歯どめがかかっていません。中でも北海道は1.15で、東京の1.00に次いで2番目に低く、深刻な事態となっています。

既に出生率を上げているドイツやフランスでは、仕事と子育ての両立を図り、性や雇用形態による差別をなくす均等待遇推進の雇用政策、経済的負担を減らす家族政策など、総合的視点から社会のあり方を変える位置づけで取り組みを進めています。

よって、政府や北海道は、既に出生率を引き上げているヨーロッパ諸国や福井県などの経験に学び、仕事と子育て、家庭の両立支援を強める少子化対策を強力に推進すべきであります。

記として、1番に、長時間労働をなくし、 家庭生活との両立ができる働き方のルールを 確立すること。

二つ目、激増する非正規雇用は、青年の ワーキングプアを広げているので、青年に安 定した仕事を確保すること。

三つ目、男女差別や格差をなくし、女性が 働き続けられるようにすること。

四つ目、行き届いた保育や学童保育が実現するよう支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づ き、意見書を提出いたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いいた します。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

直ちに関係機関に送付いたします。

## 日程第15

意見案第4号 国会議員の事務所費 疑惑の徹底究明を求める意見書

議長(中元優君) 日程第15 意見案第 4号国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求 める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第4号につきましては、岡本俊議員 外4名の皆さんの賛同を得て提出いたしま す。

国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求め る意見書。

現職閣僚や一部政党の幹部議員までに広 がった事務所費疑惑に国民の批判が高まって います。マスメディアの世論調査でも、疑惑 の実態が解明されていないが85%に上って おります。家賃のかからない国会の議員会館 に政治団体の主たる事務所を置きながら、政 治資金収支報告書に年間数千万もの巨額の事 務所費を計上していることは、現行の政治資 金規正法に照らしても、違法、脱法の疑いが 持たれております。

政治資金規正法は、政治活動には5万円以 上の支出に領収書の添付を求めているが、事 務所費など経常経費には総額の報告を求めて いるだけで、領収書の添付を求めていませ ん。事務所費に領収書を求めていないのは、 その使途が家賃や電話代などの固定的経費に 限定されているからであります。

同時に、事務所費であっても、政治団体は 帳簿への記録と領収書の徴収を義務づけられ ている。この趣旨に照らせば、家賃がかから

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ず、都内なら電話代もかからない議員会館に 議長(中元優君) 御異議なしと認めま 主たる事務所を置きながら、1,000万円 を超える巨額の事務所費が計上されているこ と自体、極めて不自然であります。

> 政治資金規正法の立法趣旨は、政治活動の 公明と公正を確保することにあります。

> したがって、政治団体は、国民の浄財であ る政治資金の収支を常に明らかにして、国民 の判断にゆだねるべきです。いやしくも国民 の疑惑を招くことのないようにすべきです。

よって、政府と国会、関係政党と議員に、 以下のことを求めるものであります。

1、現職閣僚にかかわる疑惑は、閣僚個人 とともに、任命権者である首相が責任を持っ て調査し、結果を公表すること。

二つ、関係政党と議員は、自浄能力を発揮 し、保管義務のある帳簿と領収書を示すな ど、国民への説明責任を果たすこと。

三つ目、現行法でも違法、脱法の疑惑のあ る問題であり、政治への信頼回復がかかった 重い課題として、法改正が必要などと解明を 回避、先送りせず、速やかに徹底解明するこ

以上、地方自治法第99条の規定に基づい て、意見書を提出いたします。

御賛同いただきますように、よろしくお願 いいたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めま

よって、本件は、原案のとおり可決されま

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第16

意見案第5号 改憲促進につながる 憲法改正手続法制定の中止を求める 意見書

議長(中元優君) 日程第16 意見案第5号改憲促進につながる憲法改正手続法制定の中止を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見書案第5号につきましては、横山久仁 雄議員外4名の皆さんの賛同を得て提出いた します。

改憲促進につながる憲法改正手続法制定の 中止を求める意見書。

安倍首相は、就任早々、みずからの任期中5年以内の改憲を表明し、今国会で改憲の手続法案である国民投票法案を成立させ、7月の参議院議員通常選挙では、改憲を争点に据えると明言しております。

したがって、今国会で国民投票法案の成立 が改憲につながるものであることは明らかで あります。

この手続法は、最低投票率の規定がなく、 国民の2割台の少数の賛成でも改憲できる。 二つ目に、公務員や教育者への規制を設け、 すべての国民に自由な運動が保障されていない。三つ目に、有料のテレビ、ラジオ、新聞 などの広告が、資金力のある財界や改憲推進 勢力に独占される危険性がある。四つ目に、 改憲案への国民の周知、広報を、改憲推進政 党主導で行う仕組みが盛り込まれているな ど、改憲案を通しやすくする不公平で非民主 的な仕組みとなっております。

よって、このような憲法 9 条改悪につながる改悪手続法案制定の中止を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき まして、意見書を提出いたします。

賛同賜りますように、よろしくお願いを申

し上げます。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

直ちに関係機関に送付いたします。

以上で、本日の日程を終わり、本定例会の 案件は、すべて終了いたしました。

## 市長あいさつ

議長(中元優君) この際、市長よりごあいさつの申し出がありますので、これを受けたいと思います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

平成19年度第1回定例会の閉会に当たりまして、お許しをいただき、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、議員の皆様に一言お礼を申し上げたいと存じます。

去る2月の26日から開会いたしました平成19年第1回定例会におきまして、平成19年度各会計予算を初め32件の提出案件に対しまして、慎重な御審議をいただき、議決並びに承認を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、市政執行にかかわります代表質問、 一般質問などを通じまして、貴重な御意見を 賜りましたことに対しましても、重ねて厚く お礼を申し上げます。 本年は、本市におきまして山積する課題も 多く、財政的にも厳しい状況ではあります が、計画的な行政運営を基調に、財政の健全 化を早急に進めながら、各種施策の展開を 図ってまいる所存でございます。

また、議員の皆様におかれましては、本年4月は改選期に当たるわけでございますが、この4年間の本市の発展と地方自治の振興に御尽力をいただき、市政に大きな発展を見ることができましたことに対しまして、ひとえに議員皆様方の幅広い御提言のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。

特に、今期限りで御勇退されます議員の皆さんにおかれましては、これまでの市政全般にわたりまして適切な御指示、御協力をいただきましたことに対しましても、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも市民の視点に立ち、これまでと変わらぬ御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

また、4月の選挙に立起されます議員の皆様には、今日まで築き上げてこられました実績をもとに、御当選されますことを心から御祈念を申し上げます。

最後になりましたけれども、議員皆様方の 御健勝での御発展と御活躍を御期待申し上 げ、まことに措辞でございますが、お礼の言 葉とさせていただきます。

ありがとうございます。

## 議長あいさつ

議長(中元優君) - 登壇 -

19年第1回定例会の閉会に当たり、一言 ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、議会活動を通じて、議会運営、議会の活性化に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会に提案されました議案を初め、代表質問、一般質問においても、多くの議論をいただいたところであります。今年は、市民対応を進めながらまちづくりを推進していた

だきたく思います。

議員各位、理事者、行政諸君、説明員の皆様の一層の御活躍を願うところであります。

さて、能登市長が誕生され、市政を担当され、非常に厳しい財政運営の中、市民参加のまちづくりに御尽力を願う次第であります。

さて、ことしは統一地方選挙の年であります。議員の選挙もあるわけでありまして、今年は勇退をする方、あるいは、さらに立起をされる議員の皆さんがございます。今までの議会活動に御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第であります。今後、一層の御活躍を期待いたす次第であります。

結びに、議員各位、理事者、行政職、報道機関、市民の皆さんには、健康に十分留意されることを御祈念申し上げまして、ごあいさつといたしたいと思います。

ありがとうございました。

## 閉 会 宣 告

議長(中元優君) これをもって、平成1 9年第1回富良野市議会定例会を閉会いたし ます。

午前10時59分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月19日

≐羊			=	<i>「</i> 百
議	坛	Ŧ	兀	逻

署名議員 岡野孝則